

良好な自転車交通秩序の実現に向けて

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い層に利用されており、特に最近では東日本大震災による交通の混乱等を機に、通勤手段等としても注目を集めているが、その一方で、自転車関連事故は全交通事故の約2割を占め、また、自転車利用者の交通ルール・マナー違反に対する国民の批判の声は後を絶たず、通行環境の整備も不十分な状況である。

こうした状況を踏まえ、警察庁では、平成23年10月に良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について通達を発出し、関係機関・団体等と連携しつつ、自転車対策に積極的に取り組んでいる。

この通達では、自転車は車両であるということを交通社会を構成する全ての者に理解してもらい、それにより自転車利用者のみならず、自動車運転者、歩行者を含めた3者の安全を確保していくということを基本的考え方としている。

警察では、上記のような基本的考え方の下、自転車の通行環境の確立、自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進、自転車に対する指導取締りの強化といった対策を総合的に進めており、具体的には、関係機関・団体と連携しつつ、次の諸対策を推進している。

①自転車通行環境の確立

良好な自転車交通秩序を自転車の通行環境の面から実現するためには、自転車専用の走行空間を整備するとともに、自転車と歩行者の分離を進めていくことが不可欠である。具体的には、自転車専用通行帯や自転車道を整備するとともに、普通自転車歩道通行可の交通規制の実施場所の見直しや同規制が実施されている歩道をつなぐ自転車横断帯の撤去を通じて自転車と歩行者の安全の確保に努めている。

今後も、歩行者、自転車等の交通主体が安全に通行でき、かつ、適切に共存できるよう、警察や道路管理者等関係機関が連携して自転車通行環境の整備を推進していくこととしている。



自転車道の整備例
(東京都江東区)



自転車専用通行帯の設置
(静岡県菊川市)

②自転車利用者に対するルールの周知徹底

自転車利用者に対し、自転車は車両であり、車両としての交通ルール・交通マナーを遵守しなければならないことを理解させるため、自転車の主な交通ルールを分かりやすく示した「自転車安全利用五則」を活用した広報啓発活動等を推進し、児童・生徒、高齢者、主婦等の幅広い自転車利用者に対して自転車の通行ルール等の周知を図っている。

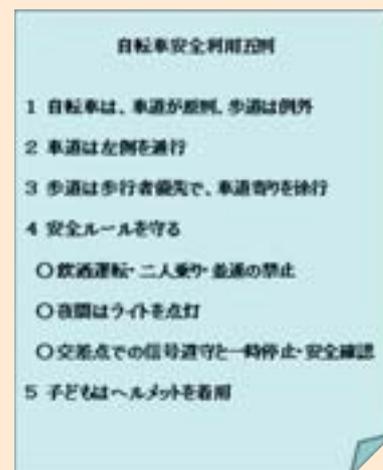
③自転車安全教育の推進

スケアード・ストレイト方式（スタントマンによる事故の再現）や自転車シミュレーターを利用した参加・体験・実践型の自転車教室等、安易なルール違反がもたらす具体的な危険や加害事故時の責任の重大性が明確にイメージできるような効果的な自転車安全教育を、学校や地方公共団体等と連携しながら積極的に実施している。

また、更新時講習等の各種運転者教育の機会において、自動車等の運転者の立場から、自転車の安全を確保するための留意事項等についての教育の実施に努めている。

④自転車に対する指導取締りの強化

自転車指導啓発重点地区・路線※を中心に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対する指導警告活動を強化するとともに、制動装置不良自転車（ブレーキがない自転車等）の運転のほか、違反行為により通行車両や歩行者に対する具体的な危険を生じさせたり、指導警告に従わず違反行為を繰り返したりするなどの悪質・危険な交通違反に対しては、交通切符を適用した検挙措置を講ずるなど厳正に対処している。



自転車安全利用五則



スタントマンによる事故の再現



自転車検問の実施状況

※ 自転車と歩行者との交通事故の発生状況、地域住民の苦情・要望の状況等を踏まえ、全国1,860か所（平成24年1月1日現在）を指定し、自転車利用者に対する街頭における指導啓発活動等を推進している。